

風水害・地震・津波時における措置について（平成30年度版）

平素は学校教育にご協力いただきありがとうございます。天候異常や地震発生等の非常災害に備え、下記のような措置を講じたいと思いますので、ご理解とご協力よろしくお願いいたします。なお、気象庁から警報の名前（特別警報）が追加されたことにもない、内容を変更しています。また、子どもたちの登下校に際しましても、ご家庭でも十分話し合ってください万全を期するようご配慮願います。

記

1. 和歌山市に暴風警報、大雨警報（特別警報を含む）が発表中の時

☆児童は登校させないでください。（自宅待機）

☆和歌山県紀北に警報が発表されている場合、和歌山市に警報が発表されているかどうかご確認ください。和歌山市に警報が発表されていない場合、平常通り授業をおこないます。

☆紀中や紀南のみに警報が発表中の場合、平常通り授業をおこないます。

☆授業中に警報発表時はできるだけ早く下校の措置をとります。下校により危険が予想される場合は一時学校待機とします。なお、特別警報発表時は全員学校待機となります。

2. 警報が解除された場合

☆午前9時以降に警報が解除されたときは、臨時休業です。

☆午前9時までには警報が解除されたときは、授業を行います。安全を確認し、登校してください。

☆学校でも、危険箇所等の安全確認をおこないますが、ご家庭でも安全確認をお願いします。

3. 注意報（強風・大雨）発表中のとき

☆平常授業をおこないます。

☆風雨がはげしく危険が予想される場合は、保護者の判断で登校を一時見合わせ、＜登校を一時見合わせる旨、学校へ連絡をください＞風雨がしずまるのを待って安全を確認し、登校させてください。

4. 震度5強以上の地震が発生した場合

☆臨時休業となります。（登校させないでください。）

5. 大津波警報が発表された場合

☆登校前の場合：各ご家庭で判断し安全を確保してください。

☆登校後の場合：児童の安全を確保するため、全員、校舎最上階にて待機させます。
むかえに来た保護者にのみ、直接、児童を引き渡します。

6. その他

○警報等が発表されていなくても、通学途上での危険が予想される場合（道路の冠水や用水路の増水、道路の崩壊等）には、無理をさせず安全を確認したうえで、登校するようにしてください。

○登校後、警報が出たときは、学校で状況を判断し、ときをみて集団下校させます。

○波浪・高潮・洪水警報については、平常通りの授業をおこないます。

○臨時休業措置のときや緊急下校後に外出して事故に合うおそれもあります。臨時休業になった日は、安全のため外出しないようにしてください。

○若竹学級等は警報発表時には学校に準じた措置を取るそうなので開級しません。登校後に警報等出た場合は学校に迎えに来てください。

○避難勧告、避難指示により学校が避難所となった場合は、臨時休業となります。

・・・《警報発表等に伴い、給食が中止になる場合》・・・

・午前6時の時点で、暴風・大雨警報（特別警報を含む）等が発表されている場合。

・翌日に暴風または大雨警報（特別警報を含む）が発表されるおそれがある場合。

*授業が実施されても、12時をめぐりに下校します。昼食の用意をお願いします。

このプリントは 目につくところに貼っておいてください。